

令和6年度介護報酬改定における経過措置の終了等に伴う留意事項 (施設サービス等)

- 令和6年報酬改定における経過措置の終了等に伴い届出が必要な場合は、加算届出一覧表を確認の上、必要書類を添付して届出を行ってください。
 - 届出の時期は4月施行サービスの場合は4月1日まで、8月施行サービスの場合は8月1日まで、となりますので、各々ご対応をお願いします。
 - 以下の表に記載した内容以外に、
 - (1) 新たに加算を算定する場合
 - (2) 加算の区分を変更する場合
 - (3) 加算の要件を満たさなくなった等により加算を取り下げる場合
 についても届出が必要です。
- ※要件が変更になっている加算について、届出不要としている場合であっても、再度要件を満たしているか確認し、要件を満たさなくなった場合は、加算の取下げを届出てください。

1. 4月施行

【(介護予防) 特定施設入居者生活介護】

旧加算	新加算	届出
—	【短期利用型のみ】 身体拘束廃止取組の有無 ※「減算型」と「基準型」を新設	新たな届出がない場合は、 「減算型」とみなされます
介護職員等処遇改善加算 加算Ⅴ(1)から 加算Ⅴ(14)まで	廃止	既存届出内容が今回の廃止対象である場合に新たな届出がない場合は、「なし」とみなされます

【(介護予防) 短期入所生活介護】

旧加算	新加算	届出
—	身体拘束廃止取組の有無 ※「減算型」と「基準型」を新設	新たな届出がない場合は、 「減算型」とみなされます
介護職員等処遇改善加算 加算Ⅴ(1)から 加算Ⅴ(14)まで	廃止	既存届出内容が今回の廃止対象である場合に新たな届出がない場合は、「なし」とみなされます

【介護老人福祉施設】

旧加算	新加算	届出
介護職員等処遇改善加算 加算Ⅴ（１）から 加算Ⅴ（１４）まで	廃止	既存届出内容が今回の廃止対象である場合に新たな届出がない場合は、「なし」とみなされます

【（介護予防）短期入所療養介護】

旧加算	新加算	届出
—	身体拘束廃止取組の有無 ※「減算型」と「基準型」を新設	新たな届出がない場合は、 「減算型」とみなされます
介護職員等処遇改善加算 加算Ⅴ（１）から 加算Ⅴ（１４）まで	廃止	既存届出内容が今回の廃止対象である場合に新たな届出がない場合は、「なし」とみなされます

【介護老人保健施設】

旧加算	新加算	届出
介護職員等処遇改善加算 加算Ⅴ（１）から 加算Ⅴ（１４）まで	廃止	既存届出内容が今回の廃止対象である場合に新たな届出がない場合は、「なし」とみなされます

２．８月施行

【（介護予防）短期入所療養介護】

旧加算	新加算	届出
—	室料相当額控除 ※「非該当」と「該当」を新設	要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届出を行ってください

【介護老人保健施設】

旧加算	新加算	届出
—	室料相当額控除 ※「非該当」と「該当」を新設	要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届出を行ってください